

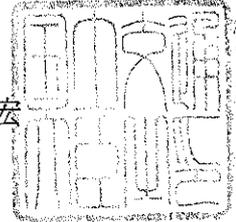
国海人第167号
平成25年 2月12日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

太田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第169号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社E-SHIP JAPAN	愛媛県今治市伯方町有津甲 2 3 7 番地	1
山崎海運株式会社	広島県呉市音戸町早瀬二丁目 7 番 2 2 号	1